

令和8年度任用高知県公立学校定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員 選考審査案内

1 受審資格

○【定年前再任用短時間勤務（以下「定年前再任用」という。）】

(1) 昭和39年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者で、任期の1年間を継続して勤務することができる次のいずれかに該当する者

- ① 60歳に達した日（60歳の誕生日前日）以後、市町村立（学校組合立を含む。以下同じ。）の小中学校（高知市立高知特別支援学校を含む。以下同じ。）、義務教育学校又は県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。以下同じ。）を令和8年3月31日までに退職する者又は退職した者（市町村が給与を負担している者を除く。）
- ② 過去に公立学校の教職員であった者（以下「元教職員」という。）で、60歳に達した日（60歳の誕生日前日）以後、高知県教育委員会事務局又は教育機関（以下「高知県教育委員会事務局等」という。）を令和8年3月31日までに退職する者又は退職した者

(2) 昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者で、任期の3年間を継続して勤務することができる次のいずれかに該当する者

- ① 60歳に達した日（60歳の誕生日前日）以後、市町村立（学校組合立を含む。以下同じ。）の小中学校（高知市立高知特別支援学校を含む。以下同じ。）、義務教育学校又は県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。以下同じ。）を令和8年3月31日までに退職する者又は退職した者（市町村が給与を負担している者を除く。）
- ② 過去に公立学校の教職員であった者（以下「元教職員」という。）で、60歳に達した日（60歳の誕生日前日）以後、高知県教育委員会事務局又は教育機関（以下「高知県教育委員会事務局等」という。）を令和8年3月31日までに退職する者又は退職した者

○【暫定再任用】

(1) 昭和36年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者で、任期の1年間を継続して勤務することができる次のいずれかに該当する者

- ① 令和3年度末、令和4年度末又は令和6年度末に、公立学校を定年退職した者（市町村が給与を負担していた者を除く。）
- ② 25年以上勤続して令和3年4月1日以降に、定年を待たずに、公立学校を退職した者（市町村が給与を負担していた者を除く。）
- ③ 元教職員で、令和3年度末、令和4年度末又は令和6年度末に、高知県教育委員会事務局等を定年退職した者
- ④ 元教職員で、25年以上勤続して令和3年4月1日以降に、定年を待たずに、高知県教育委員会事務局等を退職した者
- ⑤ 元教職員で、高知県教育委員会に再任用されたことがある者（現に再任用されている者を含む。）

(2) 昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者で、任期の1年間を継続して勤務することができる次のいずれかに該当する者

- ① 25年以上勤続して令和3年度から60歳に達した日（60歳の誕生日前日）より前の間で定年を待たずに、公立学校を退職した者（市町村が給与を負担していた者を除く。）
- ② 元教職員で、25年以上勤続して令和3年度から60歳に達した日（60歳の誕生日前日）より前の間で定年を待たずに、高知県教育委員会事務局等を退職した者

※受審資格を満たす者のうち、既に退職している者については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しないことが必要です。

2 勤務の態様

(1) 職務内容

定年前再任用に該当する教職員は常時勤務（以下「フルタイム勤務」という。）はできません。短時間勤務に従事することになります。

暫定再任用に該当する教職員は一般の教職員と同様の業務に、フルタイム勤務を基本として従事しますが、短時間勤務に従事する場合があります。

(2) 職務の職等（※定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用の職については別表参照）

① 配置先（勤務校等）、勤務の職（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務長、総括主任、事務職員、高知県教育委員会事務局等職員、その他行政職員、学校栄養職員及び技能職員）等は、高知県教育委員会が選考のうえ決定します。

なお、他の任命権者との調整により、高知県教育委員会以外の任命権者によって再任用される場合があります。

② 選考の結果、同職として再任用できない場合、（年金との接続期間は）希望に基づき同職より下位の職のいずれかの職で再任用することになります。

③ 管理職（校長、副校長、教頭、事務長）の同職での再任用はありません。

(3) 勤務形態（勤務時間等）

① 勤務形態としては、フルタイム勤務と短時間勤務の2つの形態があります。ただし、短時間に該当する教職員はフルタイム勤務はできません。

② フルタイム勤務は、一般の教職員と同様の1日7時間45分、週5日勤務（週38時間45分勤務）とします。ただし、職務の内容により、変則勤務となる場合もあります。

また、主幹教諭、指導教諭、事務長、総括主任及び土佐海援丸の船員については、フルタイム勤務の職に限定します。

③ 短時間勤務の職は、次のとおりです。小中学校等と県立学校では、勤務形態、職種及び業務が異なりますのでご注意ください。

【小中学校及び義務教育学校】

原則としてアに掲げる勤務形態のいずれかにより、イに掲げる職種等により任用するものとします。

ア 勤務形態

- ・ 週5日 1日6時間勤務（週30時間勤務）
- ・ 週4日 1日6時間勤務（週24時間勤務）
- ・ 週3日 1日6時間勤務（週18時間勤務）
- ・ 週4日 1日7時間45分勤務（週31時間勤務）
- ・ 週3日 1日7時間45分勤務（週23時間15分勤務）
- ・ 週2日 1日7時間45分勤務（週15時間30分勤務）

イ 職種等

教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員

※ メンター制における研修コーディネーター教諭を担当する方については、フルタイムでの勤務あるいは短時間勤務の「週3日、1日7時間45分勤務（週23時間15分勤務）」又は「週2日、1日7時間45分勤務（週15時間30分勤務）」のいずれかの場合とします。さらに短時間勤務の場合は、近隣の複数の学校に配置された6名の初任者を、短時間勤務の2名の研修コーディネーター教諭で指導するにあたり、勤務曜日等の調整をする必要があることから、週2日勤務を希望した方には週3日勤務を、週3日勤務を希望した方には週2日勤務への変更を依頼することがあります。

【県立学校】

ウの(1)は定時制（昼間部を除く。）の教諭に限り希望ができ、(2)又は(3)の2つの勤務形態の組み合わせのいずれかができる場合でエの職種等に限り任用するものとします。

ウ 勤務形態

- (1) ・週5日 1日5時間勤務（週25時間勤務）
- (2)

(2)	┌	・週5日 1日4時間勤務（週20時間勤務）
		・週5日 1日3時間45分勤務（週18時間45分勤務）
- (3)

(3)	┌	・週3日 1日7時間45分勤務（週23時間15分勤務）
		・週2日 1日7時間45分勤務（週15時間30分勤務）

エ 職種等

養護教諭（定時制に限る。）、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、技能職員（土佐海援丸の船員を除く。）

3 勤務条件等（給与・服務等）

- (1) 「令和7年度における再任用職員の勤務条件等」のとおりです。
- (2) 勤務条件等については、令和7年4月1日現在の条例・規則等に基づくものであり、今後、条例・規則等が改正されれば、改正後のものによります。

4 任期

- ・定年前再任用（S39. 4. 2～S40. 4. 1までに生まれた者）
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- ・定年前再任用（S40. 4. 2からS41. 4. 1までに生まれた者）
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間
- ・暫定再任用
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

5 申込

希望者は、申込期限までに高知県電子申請サービスの「令和8年度任用高知県公立学校定年前再任用・暫定再任用職員選考審査申込（※小中・義務教育学校用、県立学校用の別があります。）」から手続きを行い、「令和8年度任用高知県公立学校定年前再任用・暫定再任用職員申込書」（以下「申込書」という。）をプリントアウトしてください。

【申込方法の詳細について】

＊電子申請サービス【令和8年度任用高知県公立学校定年前再任用・暫定再任用職員選考審査申込】利用の手引をご確認ください。

＊入力終了後にPDFファイル（申込書）をプリントアウトし、必要書類とともに「6 申込方法」により、提出してください。

※ 高知市立高知特別支援学校、県立中学校は小中・義務教育学校用で申込をしてください。

※ 高知市立高知商業高等学校（定時制）は県立学校用で申込をしてください。

インターネット環境等の都合により、**高知県電子申請サービス**での申込がどうしてもできない場合は、12の問い合わせ先にご連絡ください。

6 申込方法

(1) 公立学校に勤務する者（現職、再任用、臨時講師等）

① 申込書等の提出

意思確認書、申込書（電子申請サービスで作成）、及び健康診断の健診結果（様式3等）を、学校長又は所属長に提出してください（健康診断については、「8 選考審査の方法」の(2)によること）。

また、本人宛返信用封筒（110円切手を貼り、「住所」「氏名」（氏名の後に「様」を記入）を明記した長形3号（23.5cm×12cm）の糊付きワンタッチシールのもの）を併せて提出してください。

② 申込書等の進達

申込書等の提出を受けた学校長又は所属長は、市町村立の小中学校及び義務教育学校にあっては市町村（学校組合を含む）の教育長を経由し、県立学校その他の所属にあっては高知県教育委員会事務局教職員・福利課長あてに、「7 提出期間」の期間内に送付してください。

(2) 公立学校に勤務していない者（退職者）

意思確認書、申込書（電子申請サービスで作成）、申立書（様式2）、健康診断の健診結果（様式3等）、及び市販の履歴書1通を添え、「7 提出期間」の期間内に教職員・福利課に提出してください。

また、本人宛返信用封筒（110円切手を貼り、「住所」「氏名」（氏名の後に「様」を記入）を明記した長形3号（23.5cm×12cm）の糊付きワンタッチシールのもの）を併せて提出してください。

※ 健康診断については、「8 選考審査の方法」の(2)によること。

※ 履歴書の職歴欄には、公立学校の退職日を含め、それ以後の職歴について全て記入してください。

7 提出期間

令和7年9月4日（木）～令和7年9月25日（木）

8 選考審査の方法

提出書類（申込書や確認票、健康診断の結果）及び勤務実績を総合的に判断します。

(1) 審査

原則として面接審査は行わず、提出書類並びに勤務実績によって総合的に判断します。なお、確認したい事項等がある場合には、必要に応じて個別に面接審査を実施します。

※ 面接を実施する者については、令和7年10月31日までに所属長を通じて通知します。

(2) 健康診断：1年間継続する職務遂行に必要な健康を有するかどうかについて、健診結果等により判断しますので、①又は②のいずれかの方法によってください。

① 県又は市町村が実施した定期健康診断等の健診結果の写しを提出する場合

県又は市町村が実施した定期健康診断等の健診結果（令和6年度又は令和7年度のいずれか直近の健診結果）の写しを、申込時に申込書に添付してください。

なお、県又は市町村が実施した定期健康診断等とは、県、市町村又は公立学校共済組合高知支部が実施した「定期健康診断」又は「人間ドック」のいずれかに該当するものとします。

※ 写しはA4サイズに縮小したものを送付してください。

② 医療機関又は検診機関で受診する場合

健康診断書（様式3）に氏名、性別、住所、生年月日及び職業を記入のうえ持参し、全検査項目について受診してください。健診結果は密封のまま、申込時に申込書に添付してください。

なお、この健康診断に係る費用は、自己負担とします。

9 面接の実施日及び場所

- (1) 実施日：令和7年10月14日（火）～11月14日（金）の期間で指定する日（土日、祝日は除きます。）

面接予定時刻等は、受付期間終了後に別途「受審案内書」により連絡します。

※ 当日、やむを得ない事由で欠席する場合は、あらかじめ、教職員・福利課に連絡し、その承認を必ず得てください。その場合の面接の予定日時等については、該当者に改めて連絡します。

- (2) 場 所：高知県教育委員会事務局（西庁舎）高知市丸ノ内一丁目7-52

10 審査結果の通知

- (1) 令和7年11月下旬（予定）に、文書で受審者全員に通知します。
- (2) 再任用する場合は、その決定に併せて、勤務の職、勤務形態（フルタイム勤務（暫定再任用）又は短時間勤務）を通知しますので、その内容（勤務の職等）について同意する場合は同意書を、辞退する場合は辞退届を、決定通知において示す期限（令和7年12月中旬を予定）までに教職員・福利課に提出してください。
- (3) 再任用の決定通知後であっても、令和8年3月31日より前に退職した場合（現在再任用されている者）や、病気等により任期の1年間を継続して勤務することができなくなったと認められる場合には、再任用の決定を取り消します。
- (4) 定年前再任用短時間勤務の決定通知後、同意する場合は退職届を1月6日までに該当の人事主管課に提出してください。

11 配置先（勤務校等）の決定

- (1) 高知県公立学校教職員人事異動方針に沿った配置を行っていきます。そのため、退職時と異なる学校に配置する場合があります。
- (2) 配置先（勤務校等）は、令和8年3月下旬発表（予定）の定期人事異動において決定します。

12 問い合わせ先

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52 TEL 088-821-4903 教職員・福利課 人事企画担当